

Ⅲ センターの機能に関する先進的な取組例

本章では、平成 22 年度先行研究で明らかとなった各盲学校において実施されているセンター的機能に関して先進的な取組を行っていると考えられる盲学校を訪問し、関係者からの聞き取り等通して得られた情報を元に、それらを取りまとめる。

1. 支援センター

(1) 各盲学校における支援センターとしての取組状況

支援センターに関する取組は、平成 22 年度先行研究において実施した質問紙調査で、地域支援に関する特徴的な取組として選択された項目の中で、「巡回指導」、「他校と連携して教育相談活動等」に続き多かった項目で、20 校が実施していると回答している。

支援センターとしての取組に関して、その実際的な内容を実施している盲学校のホームページの掲載内容を元に取りまとめてみた。表 3-1 として「支援センターの取組内容」を示す。なお、支援センターを設置していると回答した 20 校中 2 校のホームページには支援センターや関連して実施されている教育相談に関わる情報が掲載されていなかったことから、表 3-1 に示した実施校数は必ずしも正確な数値を示していない可能性があることを断っておく。

表 3-1 を見てみると、最も多く実施されているのは視覚障害のある幼児児童生徒、あるいは成人を対象とした「教育相談」で、16 校が実施している。次に多く実施されているのは、通常の小・中学校等に対する「地域支援」と視覚障害教育に関する「広報・理解啓発」活動で、それぞれ 8 校であった。ここでいう地域支援とは、小・中学校等の通常の学級に在籍している発達障害等のある児童生徒への支援を指している。また、弱視通級指導教室については、都道府県教育委員会等への届け出を行って開設しているということではなく、小・中学校の通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒が放課後に盲学校へ定期的に通い、学習指導を受けている場合を指している。なお、その他については、理療科の地域開放事業であった。

表 3-1 支援センターの取組内容

内 容	校数
教育相談（視覚障害）	16
地域支援（発達障害等）	8
視覚障害に関する広報・理解開発	8
視覚障害に関わる相談会	5
幼児教室	4
弱視通級指導教室	4
サマースクール	4
就労支援（視覚障害）	4
その他	1

(2) A 盲学校による支援センターの取組

① 学校等の概要

A 盲学校は県下で唯一設置されている視覚障害教育を専門とする特別支援学校で、

教職員数は寄宿舍指導員や給食嘱託を含めて 90 名となっている。幼児児童生徒数は幼稚園から専攻科理療科までの 57 名である。県下には弱視特別支援学級が 1 学級設置されている。

②支援センターに関わる校内組織

支援センターの校務分掌における位置づけは、各種委員会と横並びで「視覚障害支援センター」として設置されている。図 3-3 に示したように、視覚障害支援センターは更に、「目の相談部」、「キャリア支援部」、

「啓発・地域連携」の 3 つの部門に分かれており、さらにそれぞれの下に 11 のカテゴリーに分けられている。そして、これらの 3 つの部門は教務部、生徒指導等の分掌部と同様の位置づけとなり、担当責任者（部主事） 1 名を配置している。



図 3-1 「視覚障害支援センター」の看板

③支援センターの取組の概要

A 盲学校では平成 17 年度から視覚障害支援センターを設置し、様々な取組を行っている。

視覚障害のある児童生徒等への指導・
図 3-2 「視覚障害支援センター」の組織
図支援は、「目の相談部」が中心となって実施されている。目の相談部の主な活動内容は、1) みえかた支援、2) 発達支援、3) 子育て支援となっている。この中で、みえかた支援では、視覚障害のある幼児児童生徒への支援はもとより、発達障害等により読む事や書くことに困難のある児童生徒に対する指導等を積極的に行っている。

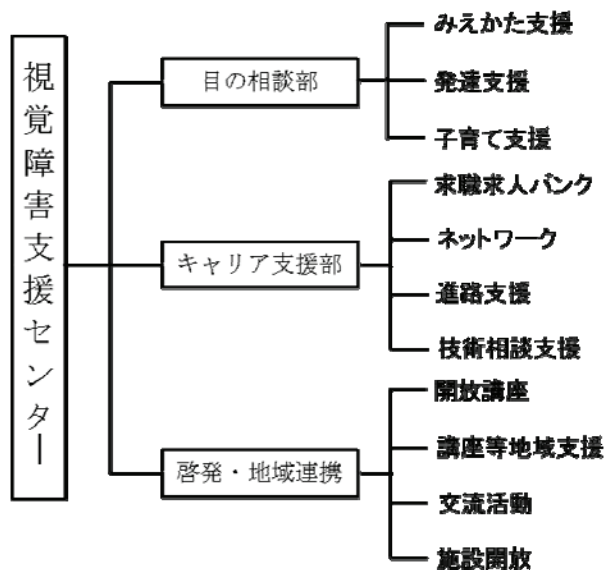


図 3-2 「視覚障害支援センター」の組織

④工夫されている人員配置と地域支援活動の成果の活用

A 盲学校における支援センターの取組の中で特筆すべきは、活動内容が広範に渡り充実していることの他に人的配置や支援センターの取組として実施した教育相談活動等の結果を校内の研修等に還元しているという点が挙げられる。教育相談等の結果の還元とは、教育相談等で来所した幼児児童生徒へのインタビューや相談場面、指導場面を写真や動画に収め、個別の事例として校内研修に活かしているということである。

まず、人的配置の工夫であるが、視覚障害支援センターの専任の担当責任者として理療科の教師を充てていること、また、将来的な引き継ぎを想定して、次に担当責任

者となる教師をペアとして配置している。短期間での人事異動による弊害が叫ばれて久しいが、理療科の教師は基本的に異動がないことから、いわゆる専門性の維持・継承という視点からも非常に有意な人材であるといえる。また、その専門性を引き継ぐ人材を確保しておく意味で、相談活動等を基本的には必ず2人体制で行っていることも重要な要素であるといえる。



図 3-3 「目の教室」の表示

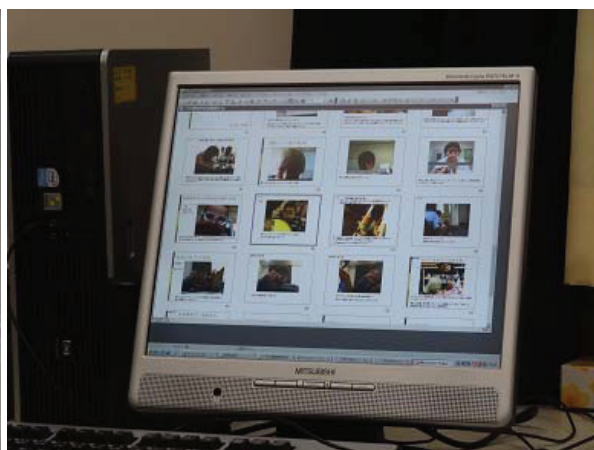


図 3-4 PCに保存されている相談時の動画等

次に教育相談活動等の結果を個別事例として校内研修等に活かす際の重要な点は、教育相談データの適切な管理と記録の映像化であると言える。この点に関してA盲学校では非常に先進的な取組を行っている。

表 3-2 個別事例に関するデータベースの取りまとめの項目

1. 通し番号	16. 初回相談の区分
2. 今年度新規	○3歳未満 ○3歳から就学前
3. 氏名	○小学校 ○中学・高校 ○18歳以上
4. 医療機関	○その他
5. 病名	17. 来校の経緯
6. 視力	○教育委員会 ○学校 ○教育センター・
7. 性別	教育事務所 ○保育・幼稚園 ○病院
8. 生年月日	○保健福祉事務所・センター・福祉課
9. 年齢	○本校関係者 ○本人・保護者
10. 在籍学校	○通級指導教室 ○児相・療育機関・発達
11. 学年	支援センター・コーディネーターなど
12. 摘要	○その他
13. 初回相談日	18. 相談形態・相談回数
14. 紹介・照会先	○巡回 ○来校 ○電話・メール等
15. 年齢区分	19. 資料作成・提供
○3歳未満 ○3歳から就学前	20. 地域
○小学校 ○中学校 ○高校	21. 次の予定
○18歳以上 ○その他	

A盲学校では、教育相談等で来校した相談者の対応を「目の相談室」（図 3-3）で対応しているが、上述したように必ず2人体制で実施している。

実際の相談場面では、対応者の1人がインテイクや視機能評価、あるいは指導を行い、もう1人はその場面を写真や動画に記録している。その記録は、支援センター内における今後の指導方針等の参考にされている他、個別の相談事例として校内研修会等で活用されている。これにより、教育相談活動等に関わる情報の共有化が図られるとともに、視覚障害等のある幼児児童生徒等の実態把握のポイント、あるいは指導法や子どもとの関わり方等について研修する際の貴重な資料となっている。

また、個別相談の結果は表 3-2 に示したように、細分化された記載項目によって整理され、相談事例のデータベースとして、画像や動画と同様に校内共有のコンピュータに蓄積されている（図 3-4）。

盲学校における指導の専門性の維持・継承が昨今の大きな課題となっているが、上述した A 盲学校の取組はこのような意味からも大変意義深いものであると考える。

2. サテライト教室

（1）各盲学校におけるサテライト教室の取組状況

サテライト教室に関する取組は平成 22 年度先行研究において実施した質問紙調査で 14 校が実施していると回答している。これは調査校全体の 20%にあたる数値である。これら 14 校について各校のホームページでその実施内容を調べてみると、全てのホームページに関連する情報が掲載されている訳ではないが、多くの学校では学習活動の実績としては十分には認められなかった。実態としてサテライト教室の多くは、いわゆる出前教育相談とよばれる内容であった。つまり、対象となる児童生徒の居住地が盲学校から遠く離れており、直接出向くことが困難であるという地理的な事情から、教育相談等を実施する場所を間借りして実施している場合が比較的多いことが推察された。

（2）B盲学校によるサテライト教室の取組

①学校等の概要

B盲学校は県下で唯一設置されている視覚障害教育を専門とする特別支援学校で、教職員数は寄宿舍指導員や学校医・薬剤師等を含めて 74 名となっている。児童生徒数は小学部から専攻科理療科までの 30 名が在籍している。県下には弱視特別支援学級、及び弱視通教指導教室は設置されておらず、これまでも設置された経緯はない。

また、B県は地理的に南北に広がっていることから、県北から県南への移動にはかなりの時間を要する。

②サテライト教室に関わる校内組織

B盲学校におけるサテライト教室の校務分掌における位置づけは、教務部等と同列の位置づけである「支援部」の下に設けられている「相談支援室」が担当しており、その業務は、1) 特別支援教育コーディネーター、2) 渉外、3) 教育相談、4) 理解・啓発活動となっている。また、相談支援室は業務内容的に関連の深い「自立支援課」と

連携を図りながら諸活動を進めている。そして、専任の担当者は、サテライト教室と通級指導教室の担当としてそれぞれ1名ずつ、合計2名が県費による加配教員として配置されている。

また、サテライト教室にかかる予算措置については、出張扱いで旅費が支給されており、サテライト教室予算として県費で賄われている。

③サテライト教室設置の経緯

上述したようにB県は南北に広がっておりB盲学校は県南に位置していることから、県北に居住している児童生徒が通級指導や教育相談に通ってくることは本人や保護者の大きな負担となっていた。このような状況を考慮し、B県では県の事業として平成17年度に「障害のある子の地域支援ネットワーク構築事業」を開始した。この事業は、廃校になった小・中学校等の校舎を有効活用して知的障害養護学校（当時）の分校を設置するというものだったが、この時にその分校内に盲学校、ろう学校、肢体不自由養護学校のサテライト教室を開設したものである。

さらに、平成22年度にはこの事業が「盲ろう学校サテライト教室設置事業」に引き継がれることになった。そして、平成17年に設置したサテライト教室とB盲学校との中間にあたる特別支援学校（知的障害）の分校内に2教室目のサテライト教室が開設された。

④サテライト教室の取組の実際

B盲学校におけるサテライト教室の実際の取組状況について、「平成22年度盲・ろう学校サテライト教室設置事業」の実施要領に基づき紹介する。

実施目的は、特別支援学校（知的障害）の2つの分校内に盲学校及びろう学校のサテライト教室を設置し、支援を必要とする幼児児童生徒や保護者の相談・支援及び指導を行うことである。

この事業の運営はB県教育委員会と県立盲学校、県立ろう学校である。そして、サテライト教室のための施設を提供している2つの分校が協力校となっている。県教育委員会が運営に関わっていることから、学期毎に相談回数、サテライト教室担当者の宿泊回数、指導・支援の概要等が学校指導課へ報告されている。

指導日及び教育相談日は2つの分校ともに月2回で、それぞれ分校1は金曜日に、分校2は木曜日に、3時間実施されている。実施日をそれぞれ木曜日と金曜日に設定しているのは、サテライト教室担当者が1泊2日の日程で2つの分教室での指導等を行っているからである。

また、指導や教育相談は原則的に分校内の普通教室において実施されているが、必要に応じてプレイルームや体育館などの施設を借用して実施する場合もある。

表 3-3 B盲学校サテライト教室の利用者数（幼児児童生徒）

	平成 17	平成 18	平成 19	平成 20	平成 21	平成 22	平成 23
分校 1	4	5	6	6	5	4	3
分校 2				3	3	3	3
合 計	4	5	6	9	8	7	6

サテライト教室における主な実施内容は次に挙げる5点で、1) 対象幼児児童生徒の実態や保護者のニーズ等に応じた指導や相談・支援を行うこと、2) 在籍校における指導に関する個別の教育支援計画、個別の指導計画を作成すること、3) 在籍校との連携に基づく通級による指導、4) 当該の幼稚園・保育所や保健福祉センターとの連携に基づく未就学児の教育相談、5) 盲学校及び分校における当該幼児児童生徒のニーズに応じたチーム支援である。

なお、3)の通級による指導は、サテライト教室事業に含まれているが、通教による指導としてはB学校で実施されている。

平成17年度からのサテライト教室利用者数は表3-7に示したとおりである。2教室となった平成20年度からは徐々に減少してきている。

また、当該児童生徒の在籍校との連携であるが、実施前に学校長とサテライト教室担当者が在籍校の校長との懇談を行って理解と協力を求めるとともに、当該児童生徒の学級担任がサテライト教室による指導を見学し、視覚障害のある児童生徒に対する配慮事項や当該児童生徒の見え方等に応じた指導上の工夫等について理解を深め、在籍校における指導に活かすための工夫が行われているという。

⑤工夫されている教材・教具と実施前の周到的な準備

サテライト教室、もしくは通級指導教室における指導にあたっては、ただ単に在籍校で行われている授業等の補習的な学習を行えば事足りるということではない。サテライト教室が設置されて、対象となる児童生徒やその保護者にとって盲学校へ出向くことに比べて時間的、距離的な負担がはるかに軽減したのは事実である。しかし、それでもなお、放課後や午後の時間帯にサテライト教室に通うことは負担であることには変わりがない。したがって、当該の児童生徒がサテライト教室へ通ってきて良かった、あるいは次回の学習を楽しみにしていると思えるような指導でなければ長続きはしないはずである。このことに関して、B盲学校ではサテライト教室で指導する際に活用する自作教材を非常に熱心に作成しており、それらが有効に活用されている様子がうかがえた。このような地道な取組が平成17年から現在まで継続してサテライト教室が運営されている大きな要因となっていると考えられる。



図 3-5 漢字学習用の手作り教材

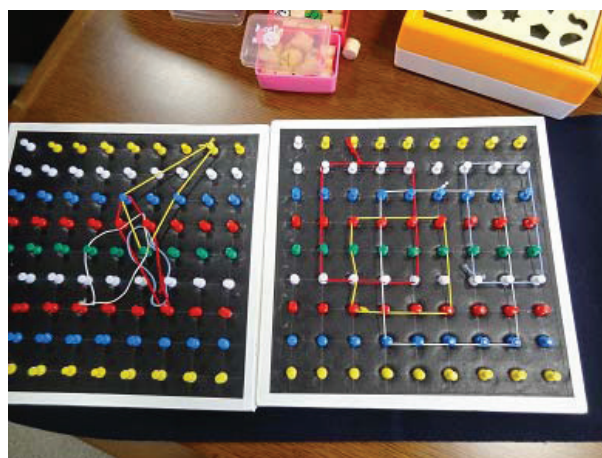


図 3-6 図形学習用の手作り教材

一般的に弱視の児童生徒が苦手としている学習内容の一つに漢字学習があるが、B盲学校では図 3-5 に示したようなクイズ形式で楽しみながら学習が進められる教材を準備している。また、弱視の児童生徒にとっては図形の特徴や形を理解することにも課題がみられることがあるが、図 3-6 に示したように背景を黒色にしてそれぞれの色を見やすくしているとともに、ワイヤーを自由に操作して様々な作図ができるような工夫がされている。本報告書において全ての手作り教材を紹介することはできないが、B盲学校ではサテライト教室や通級指導、教育相談等において活用する手作り教材が、教科や目的に応じて分類され保管されていた。

上述したようにB盲学校におけるサテライト教室の取組では、弱視の児童生徒が興味を持って苦手な学習に取り組むことができるように工夫を凝らした手作りの教材教具が準備されているが、さらに、校内における通級指導教室についても事前に周到な準備を行っている様子が見えてきた。

図 3-7 はB盲学校内に開設された通級指導教室であるが、環境整備を含めて非常に周到に準備がされていた。まず、教室環境の面では遮光カーテンを設置して直接的な太陽光の侵入を防いでいるほか、右側に筆箱などの学用品を置くスペースのある傾斜机が準備されている。黒板の高さも小学生にとっては無理のない範囲に収められている。また、指導教材については、遠用弱視レンズ指導用の板書書写のための問題が黒板に書かれており、傾斜机の上には回答用紙がマグネットで留められてあった。あとは、まさに当該の児童を待つだけという状況になっていた。



図 3-7 通級指導教室の教材準備

放課後にわざわざ通ってくる当該の弱視児童の気持ちを考えると、このように周到に準備が整えられていることによってはじめて、通級指導に対する動機付けが図られるものと考えられる。

このような意味においてB盲学校におけるサテライト教室と通級指導教室の取組は、同様の取組を行っている他の盲学校にも十分参考になる実践であると考えられる。

3. 支援籍を活用した交流及び共同学習の取組

(1) 全国的な副籍・支援籍に関する取組状況

平成 22 年度先行研究におけるアンケート調査の実施時点（平成 22 年度）において副籍・支援籍を導入しているのは 5 校で、都道府県レベルでは埼玉県・東京都、そして政令市の横浜市であった。

各地域における副籍・支援籍に関する取組を見てみると、制度としての位置づけはされてはいるが、実際的な取組内容や、副籍や支援籍を活用することによる恩恵、あるいはメリットなど具体的成果はあまり明確ではないのが実態のようである。

これらの中で最も早くから取組を開始したのが埼玉県であった。埼玉県ではノーマライゼーションの理念に基づく教育を推進するための制度として支援籍制度を導入することとし、平成16年度から試行的に運用を開始し、平成18年度からは本格的にスタートさせた。

(2) C県における支援籍に関する取組の概要

C県では支援籍に関わる取組を児童生徒の在籍校と交流及び共同学習の相手校の違いによって3つの形態に分けている。すなわち、①特別支援学校支援籍、②特別支援学級支援籍、③通常の学級支援籍である。それぞれの違いは以下の通りである。また、それぞれの形態に応じて教育課程上の位置付けも異なっている。

①通常学級支援籍

特別支援学校や特別支援学級に在籍する児童生徒が対象で、小中学校の通常の学級において支援を受ける場合である。主なねらいは居住する地域とのつながりを図ることである。このことから、教育課程上の位置づけは「特別活動」とするケースが多いようであるが、「自立活動」や「教科学習」として位置付けることも可能となっている。

②特別支援学級支援籍

通常の学級に在籍する児童生徒が対象で、小中学校の特別支援学級において支援を受ける場合である。一人一人の教育的ニーズに応じたきめ細やかな支援を図るという観点から、通級による指導に類似した仕組みとして実施されている。

③特別支援学校支援籍

小・中学校の通常の学級に在籍する児童生徒と特別支援学級に在籍する児童生徒が対象で、特別支援学校において支援を受ける場合である。通常の学級に在籍する児童生徒については、②と同様に通級による指導に類似した仕組みとして実施されている。また、特別支援学級に在籍する児童生徒については、特別支援学校の「教育相談」の一環として位置付けられている。

④実施手続きについて

各校におけるこれらの支援籍の実施手続きは、埼玉県教育委員会より作成されている「支援籍学習実施細部要領」に基づき行われている。以下に実施手続きの概要を記す。

<指導・介助について>

当面は在籍校の教諭等の協力の下で行われることを基本としているが、安全面に配慮しながら、必要に応じてボランティアの活用などを含めて必要最小限の支援に移行していくとしている。

<教科用図書について>

やむを得ず在籍校と支援籍校で異なる教科書を用いる必要が生じた場合には、当該市町村教育委員会と協議の上、貸与等適切に対応することになっている。

<公簿等の扱いについて>

指導要録に記載するにあたっては、特別支援学校の児童生徒の場合は、「学籍に関する記録」の備考欄に支援籍校及び学級、実施期間及び支援籍取得状況を、「指導に関する記録」については総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄に、それぞれ記載する

ことになっている。

同様に小・中学校の児童生徒の場合は、分校名・所在地等の欄に支援籍校及び学級、実施期間及び支援籍取得状況を記載し、「指導に関する記録」は総合所見及び指導上参考となる諸事項の欄に記載することになっている。

また、出席簿の扱いについては、各市町村教育委員会が定めることになっている。

＜通学について＞

通学については在籍校の管理下にて扱うものとし、付き添いが必要な場合は、安全上の配慮をしつつ、可能な限りボランティアの活用を図っていくものとしている。

＜指導・介助について＞

在籍校及び支援籍校が協議したうえで実施計画を作成し、当面は在籍校の教諭等の協力の下、行うものとし、必要に応じてボランティアの活用を図っていくこととなっている。

＜給食について＞

支援籍校において給食を摂る場合は、在籍校において欠食の手続きを行い、支援籍校で実費分を支払うこととしている。

＜事故防止及び事故発生時の対応について＞

当日の実施計画書を作成するとともに、当該児童生徒の健康安全面及び施設設備の安全確保に十分留意することとなっている。

また、怪我などの応急処置については支援籍校で対応するが、その後の対応や事故報告、「日本スポーツ振興センター」の災害共済給付などの手続きについては在籍校で対応することになっている。

（３）Ｃ盲学校における支援籍学習の取組

①学校等の概要

Ｃ盲学校は県下で唯一設置されている視覚障害教育を専門とする特別支援学校で、教職員数は寄宿舎指導員や学校医等を含めて 122 名となっている。幼児児童生徒数は幼稚部から専攻科理療科までの 91 名が在籍している。

平成 23 年度現在、県下には弱視特別支援学級が小学校に 8 学級開設されている。中学校の弱視特別支援学級及び弱視通級指導教室は開設されていない。

②支援籍の取組に関わる校内組織

支援籍を活用した交流及び共同学習（支援籍学習）に関わる校内組織は、7つの分掌部に「相談・支援部」として位置付けられている。相談・支援部のメンバーは幼稚部・小学部・中学部・高等部普通科・高等部専攻科・寄宿舎等から構成されており、それぞれの学部の取りまとめ役として特別支援教育コーディネーターが指名されている。その中でも中心的な役割を担っているのが、教育相談や交流及び共同学習に関わりの深い小学部のコーディネーターである。

③Ｃ盲学校における支援籍学習の実際

Ｃ盲学校では、1) 在籍児童生徒が地域の居住する小・中学校に支援籍を置くことにより、地域とのつながりを深め人間関係を形成すること、2) 児童生徒がより大きな集団での学習を体験し社会性を培うことをねらいとして、平成 18 年度から支援籍学習を

実施している。この支援籍学習は上述した分類では通常学級支援籍にあたるものである。

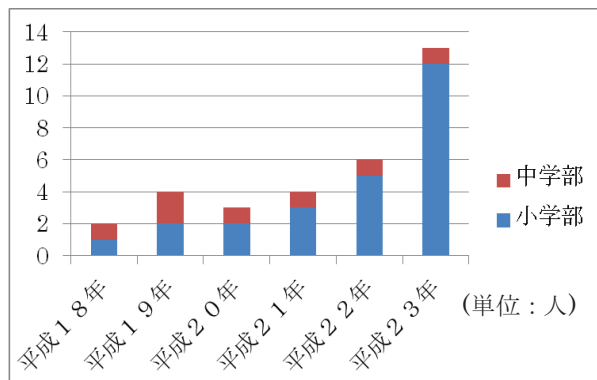


図 3-9 年度別支援籍学習の実施人数

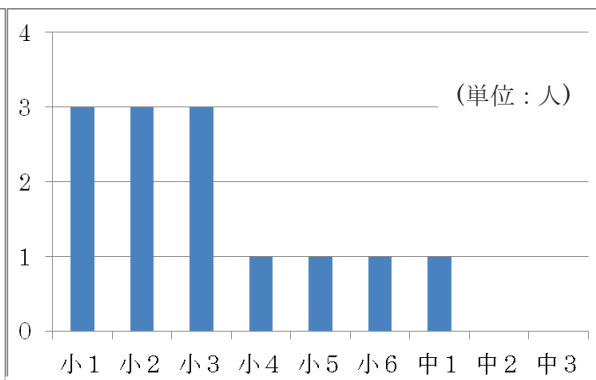


図 3-10 支援籍学習の学年別人数備の様子

表 3-9 は支援籍学習の年度別の実施人数である。中学部においては、ほぼ毎年 1 名の実施に留まっているが、小学部については年々増加してきているのが分かる。

また、表 3-10 は支援籍学習を実施している児童生徒の学年を示したものであるが、低学年でより多く実施されており、中学部 2，3 年生では実施されていない。

支援籍学習は個別に実施されているが、個々の児童生徒の平成 22 年度の実施回数は年間 1 回から 5 回で、平均すると 2.8 回となっている。実施回数の決め方は、障害の程度や発達段階によって集団での活動が難しく当該の児童生徒にとって負担となることが大きいと判断される場合には、年間の実施回数を 1 回に限定して実施している。これとは逆に、集団適応に問題がなく、居住地の小学校の運動会に参加を希望する場合は、練習をすることが必要となるために実施回数も多くなっている。

支援籍学習の成果としては以下の諸点が挙げられている。

- ・ C 盲学校在籍の児童生徒が他の学校の様子を知ることができたこと。
- ・ 普段では経験することのできない大勢の同年齢の子どもたちの声を聞き、良い刺激となった。
- ・ 家の近所の住民から声をかけてもらえるようになった。
- ・ 支援籍学習先の小・中学校の児童生徒や教職員に障害のある児童生徒のことを知ってもらう機会となった。

④支援籍学習の事例紹介

C 盲学校における支援籍学習の実際の様子について、平成 23 年 3 月に埼玉県教育委員会より出されている「支援籍学習実践事例集」より抜粋して紹介する。

○当該生徒の実態

C 盲学校中学部 3 年に在籍している弱視の生徒で、授業では拡大教科書や単眼鏡を使用して学習に参加している。小学校卒業後に C 盲学校に転入してきた。

日常生活では特別なサポートは必要がなく、自分の伝えたいことを言葉で説明することができる。

○支援籍学習開始年度：平成 20 年（3 年目）

○支援籍校：中学校（以前のクラスメイトが在籍している。）

○支援籍学習のねらい

1) 小学校の同級生と一緒に学習することで、地域の同年代の生徒との交流を深めること。

2) 通常の中学校の様子を知ること。

○支援籍学習の実施計画

<実施に向けての準備>

1 月 保護者から希望提出

3 月 校内で調整会議を開き、候補者の決定

4 月 学校関係者、市教委関係者で相談

5 月以降 開始のための打合せ（担当者間で必要に応じて、電話、FAX等で打合せを行う）

<実施回数と内容>

年 1 回、通常の学級の授業に参加する

<実施にあたっての取り決め>

- ・送迎は保護者が行い、C 盲学校担当者が付き添うこと。
- ・特にボランティアは依頼しない。
- ・机と椅子は中学校で準備する。

<実施後>

支援籍学習の実施後に、関係者、本人、保護者で簡単な反省会を開いた。

<実際の授業時程>

時間	内 容	具体的内容と生徒の様子
12:00	登校	・保護者と一緒に登校
	給食	・給食は班ごとに食べた。早々にクラスの友だちと打ち解けていた。
13:35	第 5 校時 体育	・バレーボールの授業に参加した。 ・視覚障害があるために空中を飛んでくるボールをレシーブすることは容易ではなかったが、他の生徒と一緒にグループ練習に参加した。試合形式の練習にも参加していた。
14:35	第 6 校時 道徳	・予め書いてきた作文の朗読と点字打ちの練習を行った。当該生徒の点字技術が他の生徒を圧倒し、存在感を示していた。
	清掃・ホームルーム・下校	・清掃と学級活動に参加した後、保護者と下校した。

<支援籍学習の成果>

- ・支援籍校の生徒たちについては、当該生徒の学習への参加を通して盲学校に対する理解が深まった。

- ・当該生徒にとっては、作文の朗読や点字体験などの活動が、支援籍校の生徒から高く評価されたことが自信につながった。

上述したようにC盲学校では埼玉県が導入している支援籍制度を活用して、主に在籍児童生徒が居住している地域の小・中学校の授業や行事等に参加するという形で交流及び共同学習を進めている。

今後はこの制度を更に発展させて、常態として授業等に参加することのできる取組を行っていくことを期待したい。

4. 県下の視覚障害のある児童生徒の把握に関する県教育委員会との連携

(1) 視覚障害のある児童生徒の把握に関する取組の概要

県下、あるいは管轄地域の視覚障害のある児童生徒等の把握に関しては、先行研究において実施した質問紙調査で18校が把握していると回答している。これは調査校全体の約26%にあたる数値である。見方を変えれば、70%以上の盲学校においては把握できていないことになる。また、この設問に関連して把握の方法についても自由記述で回答してもらっているが、その多くは都道府県教育委員会から提供された弱視特別支援学級設置校一覧であるなど、断片的な情報収集によるものであった。このことから、かなり正確に把握している学校数はもっと少ないことが推察された。また、関連する質問で視覚障害のある児童生徒等の把握を困難にしている要因を同様に挙げてもらったが、その主なものとしては、1) 通常の学級に在籍している視覚障害のある児童生徒については把握する方法がないこと、2) 都道府県教育委員会では把握していたとしても、個人情報保護の観点からそれらの情報を入手することが困難であるというものであった。これらのことから、視覚障害のある児童生徒等の把握については、都道府県教育委員会の協力が必要であることがあらためて確認されることとなった。

(2) D盲学校における視覚障害のある児童生徒の把握に関する取組

①学校の概要

D盲学校は県下で唯一設置されている視覚障害教育を専門とする特別支援学校で、教職員数は寄宿舍指導員や学校医等を含めて89名となっている。幼児児童生徒数は幼稚園部から専攻科理療科までの62名が在籍している。

平成23年度現在、県下には弱視特別支援学級が小学校に6学級、中学校に2学級が開設されている。弱視通級指導教室は開設されていない。

②視覚障害のある児童生徒等の把握に関する取組の概要

D盲学校では、通常の学級等の中では目立たない存在になりがちな弱視の幼児児童生徒がどのような支援を受け、どのような教育環境に置かれているのか、また、各学校等ではどのような支援を行い、どのような点に困難を感じているのかを調査することで、その実態を客観的に把握すると共に視覚障害教育のセンターとしてどのような支援ができるのかを検討する資料とするために県内の幼稚園・保育所、小・中学校及び高等学校に在籍している視覚障害のある幼児児童生徒の把握について質問紙による実態調査を実施した。章末に資料として各学校等に送付された依頼文書を掲載してお

く。また、D 盲学校では、これらの実態調査を実施するにあたり県教育委員会及び関係機関と事前協議を行い、調査の趣旨を徹底させるとともに全面的な協力を取り付けている。

以下に D 盲学校が実態調査の実施上の手続き等について、学校訪問による聞き取りと関係資料に基づき紹介する。

③質問紙による実態調査の概要

上述したように視覚障害のある児童生徒等の把握に関する実態調査は、県内の全ての幼稚園、保育園、小・中学校、高等学校及び特別支援学校を対象に実施された。そして、その内容は 1) 幼児児童生徒の見え方の状況、2) 拡大教科書の使用状況、3) 視覚補助具の使用状況、4) 指導上配慮している事項、5) 盲学校に期待する相談・支援となっている。表 3-4 として「調査項目一覧」を示す。

表 3-4 質問紙調査の調査項目一覧

質問項目	内 容
1. 視覚・視機能	(1) 視力 0.3 未満の幼児児童生徒の人数 (2) 他の視機能障害のある幼児児童生徒の人数 (3) 視力測定が困難な幼児児童生徒の人数
2. 拡大教科書の使用状況	(1) 視覚障害のある児童生徒の使用・未使用の状況 (2) 視覚障害以外の理由による使用状況 (3) 拡大教科書を使用していない理由
3. 視覚補助具の活用状況	(1) ルーペや単眼鏡を活用している児童生徒の人数
4. 指導上配慮している事項	(1) 文字 ○板書の文字の色 ○板書の文字は 1 文字ずつ繋げずに書く ○文字の大きさや字体 ○プリント等の拡大 ○担当箱等の分かりやすい名前の表示 (2) 教材・教具 ○拡大教材の使用 ○鮮やかな色彩とコントラスト ○試験問題の拡大 ○定規類やカップの目盛り ○便利グッズ（黒白まな板等）の使用 (3) 学習環境 ○座席の位置 ○実験などは最前列で見せる ○カーテン等で採光の調節 ○屋外における羞明への配慮 ○担当箱や靴箱の位置

<p>4. 指導上配慮している事項 (続き)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○グラウンドの白線を濃く (4) 心理的配慮 <ul style="list-style-type: none"> ○指示語を避けて具体的な言語表現 ○動作や状況の言語化 ○理解啓発を学校全体で実施 ○拡大教科書や視覚補助具を使うことができる学級の 雰囲気づくり ○球技等のルール等の工夫
<p>5. 盲学校に期待する相談・支援</p>	<p>選択項目</p> <ul style="list-style-type: none"> ○教育相談 ○教育・医療・福祉の情報提供 ○学習指導・生活指導の助言 ○見え方に関すること ○訪問支援 ○視覚補助具等の紹介 ○研修会の開催 ○保護者の交流や情報交換 ○講師派遣 ○盲学校での定期的な学習支援 ○視覚補助具の貸し出しや研修 ○画面拡大ソフトや音声付きパソコンの紹介と操作の研修

④周到な準備と関係機関との事前協議

D 盲学校では、質問紙調査を実施するにあたり、周到な準備と県教育委員会の関係部署との綿密な事前協議を行い、各学校が回答しやすい状況を作り出している。

実態調査の実施にあたり実際に配慮した事項は以下の通りである。

1) 本庁の担当課との連携

まず、県教育委員会の各担当課である高校教育課、義務教育課、県私学文書課に調査の実施について理解と協力を求めた。特に、調査の趣旨や結果の活用方法、調査対象校については直接赴いて説明を行い、了承を得るとともに指摘された事項については直ぐに修正して、再度目を通してもらった。

2) 人権についての確認

調査内容が人権に配慮されているか、文言は適切であるかについて、質問紙調査票を送付して検討してもらった。

3) 行政ルートに沿った依頼

小・中学校については教育事務所から市町村教委、市町村教委から各学校へ、公立の保育所・保育園は地域振興局福祉課から市町村福祉担当課、保育所というルートに沿った依頼を行った。また、文書送付も同じルートで依頼を行った。

4) 担当部署の明確化とネットワークのフル活用

私立学校、私立保育所などは、行政や関係団体のどの機関が取りまとめ役になっているか等の情報に関し、これまでに築いてきたネットワークを最大限に活用して情報収集に努めた。

5) 資料の持参による説明

各教育事務所、各地域振興局福祉課、市子ども支援部保育幼稚園課などの、統括部署には、事前に連絡をした後に直接赴いて趣旨を説明し了解を得た。

6) 調査趣旨の浸透化

各機関に説明を行う際には、本調査が単に実態を把握することに留まらず、盲学校が指導場面でのアドバイスやフォローを行うことを強調して理解を求めた。

7) 指摘やアドバイスを受け入れる柔軟な対応

質問紙の送付方法など、指摘のあった事項はできるだけ相手方の意向に沿う方法で迅速に対応するように心掛けた。

上述したように、D 盲学校における実態調査はただ単に一方的に調査票を送付するというのではなく、関係部局に対する事前の根回しを周到に行うことによって、当初の目的を達成した実践と言える。

参考文献

- 1) 田中良広, 澤田真弓, 金子 健: 小・中学校等に在籍している視覚障害のある児童生徒等に対する指導・支援に関する研究. 国立特殊教育総合研究所研究成果報告書. 2010.
- 2) ノーマライゼーション教育推進支援籍学習実施要領: 埼玉県教育委員会. 2008.

資料 調査対象機関に送付された依頼状

盲第698号
平成21年7月1日

各幼稚園長
各保育所園長
各小・中学校長
各高等学校長
各特別支援学校長 } 様

県立盲学校長
○ ○ ○ ○

視覚に関するアンケート調査について（依頼）

日頃から本校教育に御理解と御支援をいただき感謝しております。

さて、本校では、県内唯一の視覚障害の特別支援学校として、県下の視覚に障害のある幼児児童生徒及び成人に対する教育相談及び学習支援活動に取り組んでおります。本年度は、この支援活動を今後さらに進めるために、視覚に障害のある幼児児童生徒の実態やニーズを全面的に把握しながら、活動の充実を図ることを目的に、別紙の通りアンケート調査を実施したいと思っております。

つきましては、趣旨を御理解いただき、別添「視覚に関するアンケート調査」にご記入いただき、8月31日（月）までに県立盲学校あて下記のアドレスまでメールで御回答くださるようお願いいたします（FAXでも結構です）。

なお、このアンケート調査は、県下全ての幼稚園、保育園、小学校、中学校、高等学校、特別支援学校にお願いしていますが、各学校等からの情報の取扱については十分に注意するとともに、情報をそのまま公表することはありません。

おって、調査結果の考察につきましては12月末までに本校ホームページに掲載しますと共に、教育相談や学習支援等につきましても御希望や御質問のありました学校等には、後日連絡をさせていただきます。

問い合わせ先

○○県立盲学校
教頭 ○○ ○○
教諭 ○○ ○○
TEL：○○○-○○○○
FAX：○○○-○○○○
メール：○○○@○○.ed.jp